

2017年8月25日

経済産業大臣
世耕弘成 殿パルシステム生活協同組合連合会
代表理事 理事長 石田敦史

「電気事業法施行規則」等の一部改正に対する意見

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に要する費用は、当初 11 兆円と想定していましたが、現在では 21.5 兆円に倍増し、今後も費用増加の可能性が高い状況です。

原子力発電所は、ひとたび事故が起きれば莫大な費用がかかるということ、それ以上に事故の影響を受けた人々の暮らしが破壊されることの深刻さを私たちは重く受け止めています。また、事故から 6 年経過した現在でも多くの被害が未解決のまま残っています。復興までの道のりが険しいことは、事故を経験した日本国民にとって周知の事実です。

そのような状況の中で、依然として東京電力福島第一原子力発電所の事故責任の所在がまだ不透明なまま、省令改正を行い賠償および廃炉に関する費用を送配電事業者がその接続供給先に負担させることは、電力システム改革の目指す透明・公正な電力市場の形成に逆行することになります。

今回の省令改正案について、以下の通り意見します。

1. 「賠償金負担金の回収等」の新設に反対します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の際は「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」が設立され、交付金などの形で莫大な国税等が当該事業者に使われました。東京電力福島第一原子力発電所の事故は、当該事業者とそれを押し進めてきた国の責任が明らかです。

それにも関わらず、今回の省令改正では、賠償費用を接続供給先に負担させることとなっており、到底国民が納得できるものではありません。「賠償金負担金の回収等」の新設に反対します。

2. 「廃炉円滑化負担金の回収等」の新設に反対します。

原子力発電所の廃炉に関わる費用は、当然のことながら発電費用の一部です。したがって廃炉費用は、原子力発電の電力を販売する事業者がその販売価格の中に入れて回収するべきものです。これは火力発電であれ、水力発電であれ、再生可能エネルギー発電であれ、全ての発電方法について共通の考え方です。

今回の省令改正により、すべての電力利用者が広く負担するしくみを作ることは、原子力発電を特別に保護することになり、電力自由化の趣旨に反します。原子力発電を行っている事業者自身が廃炉費用を負担しきれないような発電方法は、当然排除されるべきです。

それにも関わらず、今回の省令改正では、廃炉費用を接続供給先に負担させることとなっており、「賠償金負担金の回収等」同様に到底国民が納得できるものではありません。「廃炉円滑化負担金の回収等」の新設に反対します

3. 省令改正の前に原子力発電を保護し温存していく政策を撤回し、変更を検討してください。

原子力発電所の事故に関わる賠償や廃炉等の費用不足は、原子力発電の安全神話に寄り掛かって安全対策を怠ってきた当該事業者と国の想定の高さに起因するものです。省令改正より先に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる当該事業者と国の責任の取り方を優先すべきと考えます。

送配電事業は、公共的な役割であるが故に、総括原価方式による託送料金の設定が認められています。しかし、省令改正で送配電以外の費用を託送料金に含めることになれば、その公共的な性格を大きく歪めることになります。

また、託送料金は国会等の審議を経ず、経済産業省内の委員会による査定のみで決めることができず。他の原子力発電所で万が一事故が発生した場合、日本国民が認識しないままに負担金として上乗せとなるような制度は言語道断です。廃炉作業の経過と費用については、より公開性を高め、国会等での議論を経て対応するような仕組みとすべきです。

省令改正の前に、原子力発電を保護し温存していく政策の撤回と変更の検討を強く希望します。

以上